

# 始まります 税の申告受付

税の申告シーズンになってきました。税の申告は、所得税や住民税（市・道民税）、国民健康保険税などに影響する、大事な手続きです。所得税の確定申告は札幌東税務署で、住民税申告は市民会館、大麻集会所で受け付けますが、確定申告の中でも、給与収入、年金収入、配当収入のみで所得税の還付となる確定申告であれば、札幌東税務署だけでなく、市民会館、大麻集会所でも受け付けます。確定申告を行う方は、それをもとに住民税の計算を行いますので、住民税申告は必ずありません。

3月になると来場者が増え、待ち時間も長くなることが予想されますので、2月中の申告をお勧めします。

【詳細】市民税課 ☎ 381・1012

## 確定申告が必要な方

- 個人で農業や商店、飲食店、生命保険外交員などの事業を行っている方。
- 土地や建物などの不動産の貸し付けで収入のある方。
- 土地や建物、株などを売って収入を得た方。
- 災害や盗難などで一定の額以上の被害を受けた方。
- 給与収入で所得税が差し引かれていないが年末調整が済んでいない方。
- 年末調整は済んでいるが、扶養控除や社会保険料の控除

を変更する方、医療費控除を受ける方、定められた団体に2千円を超える寄附をして寄附金控除を受ける方。

- 新たに住宅借入金等特別控除を受ける方。
- 公的年金収入が合計40万円を超える方。または、公的年金収入は合計40万円以下でも、公的年金以外に20万円を超える所得がある方。
- 給与所得者であるが、給与以外に20万円を超える所得がある方。平成25年中の給与収入が2千万円を超える方。
- 2か所以上から給与を受け

これらの方々以外でも確定申告の必要な場合があります。

## 年金収入40万円以下の申告方法

平成23年分から、公的年金の収入金額が40万円以下で公的年金以外の所得金額が20万円以下の方は確定申告が不要になりました。

ただし、次に該当する方は、これまで同様に確定申告が必要になります。

- 所得税の還付を受ける方
- 札幌東税務署や市民会館で申告してください。

## 市民会館は集団受付方式

申告を円滑に進めるため、記載方法の説明後、ご自身で申告書を作成していただきます。身体的理由で自書が困難な方は、会場でご相談ください。

## 住民税の申告と所得税の確定申告の受付会場と日程

表の会場での所得税の確定申告は、給与収入、年金収入などの雑収入、配当収入のみで還付申告となる方が対象です。これら以外の収入（農業・事業・不動産・譲渡）がある方は、札幌東税務署での申告となります。

会場	日程	受付（開場 8：45）
江別市民会館 21号室	2月7日(金)～3月17日(月) 2月7日(金)～2月18日(火)の期間は、税務職員も申告を受け付けています。 土曜日・日曜日・祝日は休みです。	9:00～11:30 13:00～16:00 ※3月17日(月)は15:00まで
大麻集会所 (市役所大麻出張所2階)	2月4日(火)・2月5日(水) 来場者の多い場合は途中で受付を終了することがあります。	9:30～11:00 13:00～16:00

## 住民税申告が必要な方

所得税に影響がなく、確定申告が不要でも、次の方は住民税申告が必要になります。

住民税の申告が必要で、申告すると、住民税が減額される場合もあります。

- 給与所得者で、給与以外に20万円以下の所得がある方。
- 所得税はかからないが事業

# 札幌東税務署から

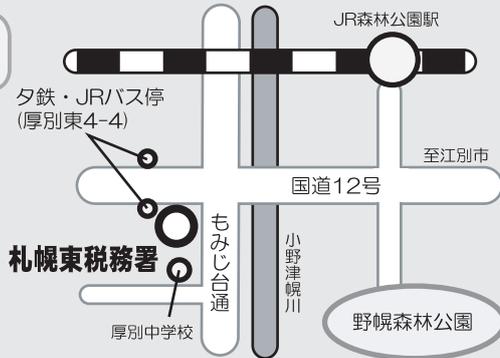
確定申告書は  
自分で作成してお早めに

申告会場	<b>札幌東税務署</b> (札幌市厚別区厚別東4条4丁目 ☎897-6111)
申告会場 設置期間	<b>2月3日(月)～3月17日(月)</b> ※税務署の閉庁日(土曜・日曜・祝日など)は税務署での確定申告の受付は行っておりませんが、2月23日(日)、および3月2日(日)に限り、申告を受け付けます。
申告相談時間	<b>9:00 ～ 17:00</b> ※会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。なるべくお早めに(午後4時頃までに)お越しください。

## 申告書の作成は 確定申告書等作成コーナーで!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税、贈与税の申告書などを作成し、印刷して郵送などにより提出することができます。確定申告書の作成には「確定申告書等作成コーナー」をぜひ、ご利用ください。

国税庁 HP = <http://www.nta.go.jp/>



**駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。**

## 納税には便利な振替納税のご利用を

振替納税をご利用の場合、所得税および復興特別所得税は4月22日(火)、消費税および地方消費税は4月24日(木)が口座振替日となります。

## 札幌広域還付申告センターの開設

**対象** 給与、年金のみの収入の方の申告を受付。  
**会場** 札幌市教育文化会館3階(札幌市中央区北1条西13丁目)  
**開設日** 1月28日(火)から2月20日(木)まで。  
(土・日曜日、祝日、文化会館閉館日(2月10日(月))を除く)

## 記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大

平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付などを行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。(所得税および復興特別所得税の申告の必要のない方も対象となります。)

## 給与収入のある方の特定支出控除

平成25年分から、給与所得者の特定支出控除について、範囲の拡大が行われました。

特定支出控除とは、通勤費、転居費、研修費、資格取得費、帰宅旅費、勤務必要経費(上限65万円)のうち一定の要件を満たす特定支出の合計額が給与所得控除額の2分の1(最高125万円)を超える場合、その超える部分の金額を給与所得金額から差し引くことで、所得税の還付や減額、住民税の減額をする制度です。この控除の適用を受ける場合は確定申告が必要となりますので、詳しくは税務署までお問い合わせください(市民会館では申告できません)。

### 東日本大震災で 義援金を寄附した場合

平成25年中に2千円以上の寄附をした場合、2千円を超えた分が寄附金控除となります。申告する場合は寄附金控

(次ページへ)

### 医療費控除 医療費は戻りません

医療費控除は医療費が戻ってくるという制度ではありません。所得から控除して計算することで、所得税の還付や減額、住民税の減額をする制度です。

## 住宅借入金等特別控除

所得や不動産所得がある方。  
●公的年金収入が合計400万円以下であるが20万円以下の公的年金以外の所得のある方。  
●公的年金の源泉徴収票に記載された控除内容に追加や変更がある方。  
札幌東税務署では、住民税のみの申告はできません。

平成25年中に住宅ローンなどを利用して、新築または中古住宅を購入して入居した方、増改築をした方は、住宅借入金等特別控除を受けられる場合があります。詳しくは税務署までお問い合わせください。  
また、年末調整の手続き後に借り換えたり、借り換えを年末調整に反映させていない

## 住民税の 住宅ローン控除

方は、特別な計算方法となりますので、税務署で申告してください。  
平成11年から18年中までに入居し、既に住宅借入金等特別控除を受けている方、または新たに平成21年以降に入居した方は、源泉徴収票の摘要

## 医療費控除

欄にある「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」の記載内容に基づいて、住民税が減額となる場合があります。  
なお、「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」の記載がない源泉徴収票は、対象となりません。

平成25年中に医療費などを10万円以上(所得が200万円未満の場合は所得の5%以上)支払った場合、超えた分を医療費控除として申告できます。  
対象となる医療費の詳細については、税務署までお問い合わせください。  
なお、医療費の明細書(集計表)は、来場の際、必ず事前に計算し、作成しておいてください。作成していない場合、受付をお待ちいただくことがあります。  
また、すでに他の控除の合計額が所得金額を上回っている方は、医療費控除を加えても還付される所得税額は変わりませんが、住民税額が減額となる場合があります。



申告に  
必要なもの

### 共 通

- ①前年中（平成25年1月～12月）の収入金額、経費などを証明できる書類（源泉徴収票、領収書など、コピー不可）
- ②印鑑
- ③控除に関する書類
  - ・前年中に支払った生命保険料、地震保険料などの各種証明書
  - ・前年中に支払った国保税やその他の健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの各控除証明書、納付済確認通知書や領収書（国保税・介護保険料の口座振替の納付済確認通知書は1月中旬頃発送の予定）
- ④申告者名義の預貯金の口座番号（還付申告者のみ）

### 住宅借入金等特別控除

- 上記①～④のほか、次のとおり。
- ⑤家屋（敷地）の登記事項証明書（法務局江別出張所発行の全部事項証明書）
  - ⑥工事請負契約書または売買契約書の写し
  - ⑦居住した翌年（平成26年）に交付された住民票
  - ⑧住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
  - ⑨建築確認通知書または検査済証の写し、もしくは増改築等工事証明書（増改築工事のみ）
  - ⑩耐震基準適合証明書（地震に対する構造や技術が基準に適合する中古住宅を購入した方で、非耐火建築で築20年、耐火建築で築25年超）
- 認定住宅を購入した方は住宅借入金等特別控除の特例を受けられる場合があります。詳しくは税務署までお問い合わせください。

### 医療費控除

- 上記①～④のほか、次のとおり。
- 医療費の明細書（任意の様式でも可）
 

事前に病院や薬局などの支払先ごとにまとめて金額を集計して記入し、領収書も添付してください。なお、生命保険から受けた保険金や高額療養費で補てんされた分は差し引いてください（全体額から差し引くのではなく、入院などの該当する部分から差し引いてください）。
  - 6か月以上寝たきりでおむつを使用している場合
    - ・1年目/領収書（医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要）
    - ・2年目以降/領収書および市の介護保険課が発行する「主治医意見書の内容確認書」で可
  - 医療機関への交通費
 

公共交通機関分（バス、JR、地下鉄など）は医療費の明細書に往復の単価と通院回数、金額を記入してください（領収書不要）。タクシー代については、やむを得ない場合のみ該当しますが、領収書が必要です。

### 年金天引きの 介護・後期高齢者医療保険料の注意点

「公的年金の源泉徴収票」に記載された保険料の額と昨年6月に市から送付した「保険料額決定通知書」に記載した保険料額は、積算期間がそれぞれ異なるため一致しない場合があります。申告の際は「公的年金の源泉徴収票」に記載された保険料額を記入してください。

**【詳細】** 医療助成課 ☎ 381-1403

（前ページから）  
除の対象となるものが明記された領収書などをお持ちください。

また、「ふるさと寄附金」扱いとなる義援金（※）を寄附すると、多くの場合は所得税の還付とともに住民税の減額も受けられます。

※「ふるさと寄附金」扱いとなる義援金とは、①被災自治体に直接寄附したもの、②新聞・放送などの報道機関に対して直接寄附した義援金で最終的に被災自治体または義援金配分委員会に拠出されるもの、③日本赤十字社（または社会福祉法人中央共同募金）の「東日本大震災義援金口座」に直接寄附したものなど。

### 障害者控除

65歳以上の要介護認定（要支援2、要介護1～5）を受けている方は、「障害者控除」の対象となる「障害者認定書」（無料）を申告の際に添付することで、身体障害者手帳を受けているのと同様の控除が受けられます。認定書が必要な方は、市役所西棟1階14番窓口へ。

**【詳細】** 介護保険課高齢福祉係 ☎ 381・1067

### 不動産収入は固定資産 税明細書のご利用を

札幌東税務署での不動産収入の申告の際は、平成25年5月にお送りした「固定資産・都市計画税納税通知書」に各家屋および土地ごとの相当税額を記載した課税明細書を添付していただきますので、ご利用ください。

**【詳細】** 資産税課土地係 ☎ 381・1404

## ごみ・資源物の収集日カレンダー 分別の手引き 公共施設で配布しています



昨年10月分からの家庭用の「ごみ・資源物の収集日カレンダー」と「分別の手引き」は、昨年9月中に各家庭にお届けしていますが、まだ届いていない場合や汚損または紛失してしまった場合は、表の公共施設で配布していますので、お近くの施設でお受け取りください。

**【詳細】** 減量推進課 ☎ 383-4211

配布場所	住 所
市役所本庁舎案内窓口	高砂町 6
水道庁舎内証明交付窓口	萩ヶ岡 1-4
市役所大麻出張所	大麻中町 26-4
中央公民館（コミュニティセンター）	3条5丁目 11
野幌公民館	野幌町 13-6
大麻公民館（えぼあホール）	大麻中町 26-7
豊幌地区センター	豊幌 686-10
江別市区画整理記念会館	朝日町 11-12
江別元町地区センター	元町 1-2
野幌鉄南地区センター	東野幌本町 62-1
大麻東地区センター	大麻東町 13-11
大麻西地区センター	大麻沢町 26-2
文京台地区センター	文京台 7-4
環境室減量推進課	工栄町 14-3